

規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申（抄）
（平成17年12月21日 規制改革・民間開放推進会議）

Ⅲ. 横断的重点検討分野の改革

1 少子化への対応等

(1) 仕事と育児の両立を可能にする多様な働き方の推進

【今後の課題】

(派遣労働をめぐる規制の抜本的見直し等)

ウ 派遣を通じた障害者の就業機会の拡大

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第81号）は、その附則第2条において、改正法施行3年経過後の見直し規定を置いており、このことを前提として、平成17年6月28日の参議院厚生労働委員会では「附則第2条に規定する検討は、平成21年度末までに結果が得られるよう関係審議会において行うものとする」と及び「派遣労働者としての障害者の雇用について、障害者雇用の促進を図る観点から、その実情を含め検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずること」との附帯決議がなされている。

以上の点にかんがみ、上記附則第2条に基づく制度の見直しに当たっては、障害者の派遣を通じた就業機会の拡大を図るために、障害者雇用率制度・障害者雇用納付金制度の在り方も含め、障害者雇用分野における派遣労働の取扱いについて、検討を行うべきである。